

令和2年8月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年8月7日(金) 午後3時30分～午後4時8分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	8	弘田 美和	15	正木 卓夫
3	井上 靖好	11	伊勢脇精藏	16	岡崎 誠
4	加用 雅啓	12	土居 忠栄	17	尾崎 征洋
6	谷崎 容子	13	清水 優志	18	福留 宣彦
7	遠地美千代	14	新玉 年一	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1区	東 正世	5区	宮地 秀之
2区	武井 健治	6区	山口 昇彦
3区	小野 芳夫	8区	竹村 光一
4区	濱田 正史		

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官
5	安藤 久徳	10	芝 順子

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
7区	田邊 次男

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	東 昭伸
係長	柴 秀樹	主事	永野 ほのか

6 議 案

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～4番)

第2号議案 非農地証明書の交付について(1番～4番)

第3号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～3番)

第4号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番～2番)

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(1番～3番)

報告事項

その他

7 連絡事項

◆議長（福留会長）

只今から令和2年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号5番 安藤 久徳 委員、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号10番 芝 順子 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、田邊 次男 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号3番 井上 靖好 委員、議席番号4番 加用 雅啓 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案。農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は具同田黒2丁目、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場をつくるものです。場所については井上川の田黒橋から北西方向へ70メートルほど行った所に位置する農地です。申請地は周りが宅地であり南側のみが宅地と市道に接しております。雨水の排水は、市道の既設側溝へ排水する計画です。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号2。土地の表示は渡川1丁目、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については具同小学校から井上川を挟み50メートルほど東に位置する農地です。申請地の西側は宅地、南側は農地転用申請中であり、北側は市道となっております。東側は幅6メートルの市道を挟み農地となっておりますが、住宅を市道から8メートル後退して建てるため、合せて14メートルの距離があり、排水に関しても合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地に

あたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号3。土地の表示は古津賀2丁目、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売(株)から300メートルほど北東方向に位置する農地です。申請地の南側は市道、西側も幅15メートルの市道、東側は宅地であり、北側は農地であるため所有者から転用の同意を得ています。また排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われまふ。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号4。土地の表示は具同田黒1丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については具同小学校から南東方向に市道を一ツ隔てた所に位置する農地です。申請地の南側は申請譲渡人所有地、東側は幅員6メートルの市道と市道を隔てた反対側は井上川、北、西側は宅地となつています。排水に関しても合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われまふ。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番、2番、4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

1番については事務局の説明どおりで、都市計画区域でありますので問題ないものと思ひます。駐車場で雨水も既設排水路へ流すということでも問題ありません。2番について具同小学校の東側の都市計画区域で問題ありません。生活排水についても既設の側溝へ流すということです。4番についても具同小学校の南側で、これも都市計画区域内でするので問題ありません。生活排水については既設の側溝へ流すということですので問題ありません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませぬか。

◇宮地委員(中村・具同・東山地区担当)

1、2、4番ともすぐ近くでこの間、見に行っていましたが無問題はあります。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号3番 井上委員 (東山・下田地区担当)

3番について説明します。詳しい内容については先ほど事務局から説明のあったとおりです。現地確認もしましたが何の問題もありません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

ここも毎月のように申請がある場所の近くで問題はありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は3ページになります。

番号1。土地の表示は、大字森沢、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人と東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は森沢で、森沢集会所から南に約500メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地

証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字古津賀、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人と東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。当該地は古津賀で、高知県幡多土木事務所から北東に約200メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。番号4につきましては隣接した土地であり、非農地となった時期及び事由等も同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字右山、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3、4につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と中村地区担当の岡崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。当該地は右山で、竹本病院の裏手の職員駐車場に隣接しております。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが7月28日会長、事務局、申請者と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで昭和45年ごろ住宅を建築し、現在に至るといふことで農地への復元は困難と思われれます。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

四万十市古津賀峯ノ森1817番1、1819番2について報告します。7月28日農業委員会関係者並びに申請関係者とで現地確認を行いました。場所については事務局の報告のとおりです。申請の土地については写真のように50年ぐらい前に家が建ち前は庭、駐車場として利用現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難と思われれます。問題はありませんのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「3番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

7月28日会長、事務局、申請代理人と現地を確認しました。先ほどの事務局からの説明どおり、段々畑みたいな所へ植林をしてもう大きな桧がありました。桧を倒してまで農地にすることは出来ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は4ページ、農用地利用集積計画書（案）は5ページになります。

それでは、1番を説明いたします。借受人は鍋島において、ショウガの栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。使用貸借期間は令和2年8月7日から令和12年8月6日までの10年間です。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして2番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。

本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく4ページ、農用地利用集積計画書（案）は5ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類

は使用貸借権の設定となっております。期間は令和2年8月7日から令和12年8月6日までの10年間となっております。

続きまして3番ですが、同じく農地中間管理事業にかかる案件となります。

議案書は4ページ、農用地利用集積計画書(案)は5ページになります。

それでは3番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。期間は令和2年8月7日から令和12年8月6日までの10年間となっております。以上です。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員(下田地区担当)

この土地は国営農地開発でやった鍋島から平野へ上がっていく鍋島の直線にかかる詰め土地です。半日日陰になる土地ですのでちょっと他の果樹等では難しいですが、生姜であれば最適地であると思います。現地も見ましたが熱心に既に耕作しています。よろしくをお願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員(東山地区担当)

この申請については昨年10月の総会において農地集積計画案を提案して承認をもらっていた人です。事務局へ問い合わせたところ再度の借受人の適格者等の確認は不要とのことでしたので確認はしていません。土地については畠中委員が説明したとおりで、この案件については問題ないと思います。

◆議長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員(中村・具同・東山地区担当)

特にありません。

◇小野委員(下田・八束地区担当)

特にありません。

◆議長 (福留会長)

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

具同地区のこの地番の田については、この近辺にも段々に中間管理事業を利用した貸借が増えております。こ

れもその一つです。土地についても問題ありません。よろしくお願ひします。3番も具同地区の田が含まれておりますが、具同地区の土地、東中筋地区の土地ですが、東中筋地区担当の清水委員からの連絡で楠島の土地は既に耕作しているということです。具同地区の土地についても後で優先順位の借受人が出てくると思いますが、既に耕作しているということで、中間管理事業に則ったものとして問題ないということです。よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございせんか。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

特に問題ありません。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号13番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

事務局の説明のとおりで問題ありません。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございせんか。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

特にありません。

◇濱田委員 (中筋・東中筋地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございせんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願ひいたします。

ご意見、ご質問はございせんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画(案)につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願ひいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画(案)につきまして、これを適当と

認め、答申することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案の 農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、6ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、計画案の1番は黒潮町馬荷の担い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

続いて、計画案の2番は四万十市具同の担い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書8ページが配分計画書（案）の1番、9ページが配分計画書（案）の2番について説明したものととなりますのでご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

1番について中間管理事業を利用したこの貸付先の農業者ですが、この近辺でも段々に借りていまして、周りでやっている認定農業者にも聞いたところ、既に一生懸命やっているということです。本人にはどうしても連絡が付きませんが問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

借受人ですが8月20日に会いまして、この土地を耕作していますが、中間管理事業を利用して耕作をするということで問題ないと思います。

◇議席番号 13 番 中筋、東中筋地区 清水委員

特に問題ありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 農用地利用配分計画 (案) につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画 (案) につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第 5 号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画の変更 (案) について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

第 5 号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会に諮ることとなっておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。議案書は 10 ページ、除外土地一覧については、11 ページになります。

今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外 3 件となっております。

それでは、説明いたします。番号 1 は、住宅を建築するための除外です。場所につきましては、須崎集会所から北に約 800m の所にあり、登記地目は田、現況地目は畑となっております。お手元のタブレットは、18 ページになります。当該地は、第 2 種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。また、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われれます。以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号 2 につきましては、農家住宅を建築するための除外です。場所につきましては、入田土地改良区から南へ約 200 メートルの所にあり、登記地目、現況ともに畑となっております。お手元のタブレットは 19 ページになります。当該地は、その他の農地の第二種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。また、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われれます。以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号 3 につきましては、住宅を建築するための除外です。場所につきましては、森沢集会所から南へ約 600 メートルの所にあり、登記地目は田、現況は宅地となっております。お手元のタブレットは 20 ペー

ジになります。当該地は、その他の農地の第二種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。また、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われます。以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は非農地証明願が提出される予定です。事務局からの説明は以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」ですが篠田委員欠席のため問題なしと事務局に連絡があったということです。

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

除外については前もって相談がありました。農家住宅を建築するというこで、長男が農業を手伝っておりますので、面積は少し広いと思いますが農家住宅としてやりたいということだす。問題はありません。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長（福留会長）

「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題はありません。周辺農地への影響もありませんのでよろしくお願います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇濱田委員（中筋、東中筋地区担当）

特にありません。

◆議 長（福留会長）

以上で、地元委員さんのご意見が終わりました。他の委員、又は推進委員でのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようだすので、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、採決い

たします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、これを適当と認め答申することと致します。

◆議長（福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年8月7日

議長 福留宣彦

署名委員 井上靖好

署名委員 加田雅啓